

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 学校教育法  |
| 根拠条項    | 第 4 条第 1 項   |
| 許認可等の種類 | 学校の設置廃止、設置者の変更等の認可   |
| 法令の定め   | <p>次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第 108 条第 2 項の大学の学科についても、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣</li> <li>2 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会</li> <li>3 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事</li> </ol> |
| 審査基準    | 「私立の高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園の設置等の認可に関する審査基準」による   |
| 標準処理期間  | <p>総期間 6 月（注：休日は含まない。）<br/> ※広域通信制の高等学校は 8 月</p> <p>経由機関 0. 5 月（各総合振興局長（振興局長）（地域政策部総務課））</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 5. 5 月（知事（総務部法務・法人局学事課））<br/> ※広域通信制の高等学校は 7. 5 月</p>  |
| 処分担当課   | <p>総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513）</p> <p>〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）</p>   |
| 申請先     | 各総合振興局（振興局）総務課   |
| 問い合わせ先  | 処分担当課に同じ   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 学校教育法  |
| 根拠条項    | 第130条第1項   |
| 許認可等の種類 | 専修学校の設置廃止等の認可  |
| 法令の定め   | 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。 |
| 審査基準    | 「私立専修学校及び私立各種学校の設置等の認可に関する審査基準」による   |
| 標準処理期間  | <p>総期間 6 月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 0.5 月（各総合振興局長（振興局長）（地域政策部総務課））</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 5.5 月（知事（総務部法務・法人局学事課））</p>           |
| 処分担当課   | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-521）   |
| 申請先     | 各総合振興局（振興局）総務課   |
| 問い合わせ先  | 処分担当課に同じ   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 学校教育法   |
| 根拠条項    | 第134条第2項  |
| 許認可等の種類 | 各種学校の設置廃止等の認可   |
| 法令の定め   | <p>第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条、第1項第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。</p> <p>この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは、「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> |
| 審査基準    | 「私立専修学校及び私立各種学校の設置等の認可に関する審査基準」による  |
| 標準処理期間  | <p>総期間 6 廿・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 0. 5 廿・月 (各総合振興局長(振興局長)(地域政策部総務課))</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 5. 5 廿・月 (知事(総務部法務・法人局学事課) )</p>   |
| 処分担当課   | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ(電話番号：011-231-4111 内線22-521)  |
| 申請先     | 各総合振興局(振興局)総務課  |
| 問い合わせ先  | 処分担当課に同じ  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>   |

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 私立学校法  |
| 根拠条項    | 第30条第1項  |
| 許認可等の種類 | 学校法人の寄付行為の認可   |
| 法令の定め   | <p>学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄付行為をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄付行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的</li> <li>2 名称</li> <li>3 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（市立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）</li> <li>4 事務所の所在地</li> <li>5 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定</li> <li>6 理事会に関する規定</li> <li>7 評議員会及び評議員に関する規定</li> <li>8 資産及び会計に関する規定</li> <li>9 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他事業に関する規定</li> <li>10 解散に関する規定</li> <li>11 寄付行為の変更に関する規定</li> <li>12 公告の方法</li> </ol> |
| 審査基準    | 「学校法人及び準学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準」による。  |
| 標準処理期間  | <p>総期間 6 月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 0.5 月（各総合振興局長（振興局長）（地域政策部総務課））</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 5.5 月（知事（総務部法務・法人局学事課））</p>   |
| 処分担当課   | <p>総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513）</p> <p>〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）</p>   |
| 申請先     | 各総合振興局（振興局）総務課   |
| 問い合わせ先  | 処分担当課に同じ   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 私立学校法  |
| 根拠条項    | 第45条   |
| 許認可等の種類 | 学校法人の寄付行為変更の認可   |
| 法令の定め   | 寄付行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。                                       |
| 審査基準    | 「学校法人及び準学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準」による。  |
| 標準処理期間  | 総期間 6 月（注：休日は含まない。）<br>経由機関 日・月（ ）<br>協議機関 日・月（ ）<br>処分機関 日・月（ ）                               |
| 処分担当課   | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513）<br>"  企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518） |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>    |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

|                  |  |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
|------------------|--|-------|--------------|---|--------------|------|---|---|-----|------|---|---|-----|------|---|---|-----|
| 法 令 名            | 私立学校法  |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 根 拠 条 項          | 第 50 条第 2 項  |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 許 認 可 等<br>の 種 類 | 学校法人の解散の認可又は認定   |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 法令の定め            | <p>第 50 条第 1 項<br/>学校法人は次の事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事の 3 分の 2 以上の同意及び寄付行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決</li> <li>2 寄付行為に定めた解散事由の発生</li> <li>3 目的たる事業の成功の不能</li> <li>4 学校法人又は第 64 条第 4 項の法人との合併</li> <li>5 破産手続開始の決定</li> <li>6 第 62 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令</li> </ol> <p>第 50 条第 2 項<br/>前項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。</p>                      |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 審 査 基 準          | 設置者個々の事由に起因する解散の申請について、あらかじめ審査基準を定めることは困難であることから、定めていない。   |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 標準処理期間           | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総 期 間</td> <td style="width: 20%;">6</td> <td style="width: 20%;">月</td> <td style="width: 40%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> </table> | 総 期 間 | 6            | 月 | (注：休日は含まない。) | 経由機関 | 日 | 月 | ( ) | 協議機関 | 日 | 月 | ( ) | 処分機関 | 日 | 月 | ( ) |
| 総 期 間            | 6  | 月     | (注：休日は含まない。) |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 経由機関             | 日  | 月     | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 協議機関             | 日  | 月     | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 処分機関             | 日  | 月     | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 処 分 担 当 課        | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-513)<br>" 企画幼稚園グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-518)  |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 申 請 先            | 同上   |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 問い合わせ先           | 同上   |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 備 考              | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |       |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 私立学校法   |
| 根拠条項    | 第52条第2項   |
| 許認可等の種類 | 学校法人の合併の認定  |
| 法令の定め   | 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。  |
| 審査基準    | 設置者個々の事由に起因する合併の申請について、あらかじめ審査基準を定めることは困難であることから、定めていない。  |
| 標準処理期間  | 総期間 6 月 (注：休日は含まない。)<br>経由機関 日・月 ( )<br>協議機関 日・月 ( )<br>処分機関 日・月 ( )                            |
| 処分担当課   | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-513)<br>" 企画幼稚園グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-518) |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>     |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
|---------|--|-----|--------------|---|--------------|------|---|---|-----|------|---|---|-----|------|---|---|-----|
| 法令名     | 私立学校法  |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 根拠条項    | 第64条第5項  |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 許認可等の種類 | 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る寄付行為の認可及び変更の認可   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 法令の定め   | <p>第30条第1項（第3章第2節）<br/>学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄付行為をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従い、当該寄付行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。（以下略）</p> <p>第64条第4項<br/>専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。</p> <p>第64条第5項<br/>第3章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。</p> |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 審査基準    | 「学校法人及び準学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準」による   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 標準処理期間  | <table> <tr> <td>総期間</td> <td>6</td> <td>月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> </table>   | 総期間 | 6            | 月 | (注：休日は含まない。) | 経由機関 | 日 | 月 | ( ) | 協議機関 | 日 | 月 | ( ) | 処分機関 | 日 | 月 | ( ) |
| 総期間     | 6  | 月   | (注：休日は含まない。) |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 経由機関    | 日  | 月   | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 協議機関    | 日  | 月   | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 処分機関    | 日  | 月   | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 処分担当課   | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-521）   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 申請先     | 同上   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 問い合わせ先  | 同上   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
|---------|---|-----|--------------|---|--------------|------|---|---|-----|------|---|---|-----|------|---|---|-----|
| 法令名     | 私立学校法   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 根拠条項    | 第64条第5項   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 許認可等の種類 | 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人の解散及び合併の認可   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 法令の定め   | <p>第50条第2項（第3章第4節）<br/>前項第1号及び第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>第52条第2項（第3章第4節）<br/>合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>第64条第4項<br/>専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。</p> <p>第64条第5項<br/>第3章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。<br/>この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。</p> |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 審査基準    | 設置者個々の事由に起因する解散、合併の申請について、あらかじめ審査基準を定めることは困難であることから、定めていない。   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 標準処理期間  | <table> <tr> <td>総期間</td> <td>6</td> <td>月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> </table>  | 総期間 | 6            | 月 | (注：休日は含まない。) | 経由機関 | 日 | 月 | ( ) | 協議機関 | 日 | 月 | ( ) | 処分機関 | 日 | 月 | ( ) |
| 総期間     | 6   | 月   | (注：休日は含まない。) |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 経由機関    | 日   | 月   | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 協議機関    | 日   | 月   | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 処分機関    | 日   | 月   | ( )          |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 処分担当課   | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-521）  |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 申請先     | 同上  |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 問い合わせ先  | 同上  |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>   |     |              |   |              |      |   |   |     |      |   |   |     |      |   |   |     |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
|---------|---|-----|---|---|--------------|---|--------------|------|--|---|---|---|-----|------|--|---|---|---|-----|------|--|---|---|---|-----|
| 法令名     | 私立学校法   |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 根拠条項    | 第64条第6項   |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 許認可等の種類 | 学校法人及び準学校法人の組織変更の認定   |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 法令の定め   | <p>第64条第4項<br/>専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。</p> <p>第64条第6項<br/>学校法人及び第4項の法人は、寄付行為の寄付行為の定めるところにより必要な寄付行為の変更をして所轄庁の認可を受けたには、それぞれ第4項の法人及び学校法人となることができる。</p>   |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 審査基準    | 「学校法人及び準学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準」による  |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 標準処理期間  | <table> <tr> <td>総期間</td> <td>6</td> <td>廿</td> <td>・</td> <td>月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日</td> <td>・</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日</td> <td>・</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> <td>日</td> <td>・</td> <td>月</td> <td>( )</td> </tr> </table> | 総期間 | 6 | 廿 | ・            | 月 | (注：休日は含まない。) | 経由機関 |  | 日 | ・ | 月 | ( ) | 協議機関 |  | 日 | ・ | 月 | ( ) | 処分機関 |  | 日 | ・ | 月 | ( ) |
| 総期間     | 6   | 廿   | ・ | 月 | (注：休日は含まない。) |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 経由機関    |   | 日   | ・ | 月 | ( )          |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 協議機関    |   | 日   | ・ | 月 | ( )          |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 処分機関    |   | 日   | ・ | 月 | ( )          |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 処分担当課   | 総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-513)<br>" 企画幼稚園グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-518)   |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 申請先     | 同上  |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 問い合わせ先  | 同上  |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>   |     |   |   |              |   |              |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |      |  |   |   |   |     |

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 宗教法人法   |
| 根拠条項    | 第 12 条第 1 項   |
| 許認可等の種類 | 宗教法人の設立に係る規則の認証   |
| 法令の定め   | <p>宗教法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的</li> <li>2 名称</li> <li>3 事務所の所在地</li> <li>4 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別</li> <li>5 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免並びに代表役員についてはその任期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限に関する事項</li> <li>6 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項</li> <li>7 第 6 条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営（同条第 2 項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。）に関する事項</li> <li>8 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分（第 23 条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合には、その事項を含む。）予算、決算及び会計その他の財務に関する事項</li> <li>9 規則の変更に関する事項</li> <li>10 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項</li> <li>11 公告の方法</li> <li>12 第 5 号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合には、その事項</li> <li>13 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項</li> </ol> |
| 審査基準    | 「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準」による  |
| 標準処理期間  | <p>総期間 3 月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p> <p>※認証の申請に対しては、宗教法人法第 14 条第 4 項の規定により、申請書を受理した日から 3 ヶ月以内に認証に関する決定をすることと定められている。</p>   |
| 処分担当課   | 各総合振興局（振興局）総務課  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj</a>   |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 宗教法人法   |
| 根拠条項    | 第 26 条第 1 項   |
| 許認可等の種類 | 宗教法人の規則の変更の認証   |
| 法令の定め   | 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続きをし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定めがある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。 |
| 審査基準    | 「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準」による  |
| 標準処理期間  | 総期間 3 月 (注：休日は含まない。)<br>経由機関 日・月 ( )<br>協議機関 日・月 ( )<br>処分機関 日・月 ( )<br>※認証の申請に対しては、宗教法人法第 28 条第 2 項の規定 (第 14 条第 4 項の規定を準用) により、申請書を受理した日から 3 ヶ月以内に認証に関する決定をすることと定められている。   |
| 処分担当課   | 各総合振興局 (振興局) 総務課  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>   |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 宗教法人法  |
| 根拠条項    | 第 33 条   |
| 許認可等の種類 | 宗教法人の合併の認証   |
| 法令の定め   | 宗教法人は、合併しようとするときは、第 34 条から第 37 条までの規定による手続をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。  |
| 審査基準    | 「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準」による   |
| 標準処理期間  | <p>総期間 3 月・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 日・月 ( )</p> <p>※認証の申請に対しては、宗教法人法第 39 条第 2 項の規定 (第 14 条第 4 項の規定を準用) により、申請書を受理した日から 3 ヶ月以内に認証に関する決定をすることと定められている。</p> |
| 処分担当課   | 各総合振興局 (振興局) 総務課   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 宗教法人法  |
| 根拠条項    | 第44条第1項  |
| 許認可等の種類 | 宗教法人の任意解散の認証   |
| 法令の定め   | 宗教法人は、前条第1項の規定による解散をしようとするときは、第2項及び第3項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。  |
| 審査基準    | 「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準」による   |
| 標準処理期間  | <p>総期間 3 月・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 日・月 ( )</p> <p>※認証の申請に対しては、宗教法人法第46条第2項の規定(第14条第4項の規定を準用)により、申請書を受理した日から3ヶ月以内に認証に関する決定をすることと定められている。</p> |
| 処分担当課   | 各総合振興局(振興局)総務課   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 私立学校振興助成法  |
| 根拠条項    | 第 14 条第 3 項  |
| 許認可等の種類 | 監査報告書の添付に係る許可  |
| 法令の定め   | <p>第 14 条第 1 項<br/>第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。</p> <p>第 14 条第 2 項<br/>前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>第 14 条第 3 項<br/>前項の場合においては、第 1 項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。<br/>ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。</p> |
| 審査基準    | 一会計年度における補助金の合計額が 1,000 万円未満の学校法人を対象とする。   |
| 標準処理期間  | <p>総期間 20 日・<del>日</del> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 日・月 ( )</p>  |
| 処分担当課   | <p>総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-513)</p> <p>” 企画幼稚園グループ (電話番号：011-231-4111 内線22-518)</p>   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/</a>  |